

えん罪・名張毒ぶどう酒事件

一刻も早い雪冤のために

弁護士 稲垣 仁史

既に半世紀にわたる えん罪との闘い

本年4月5日、最高裁判所は名張毒ぶどう酒事件の再審請求について、審理を名古屋高等裁判所に差し戻す決定をしました。昭和36年に発生した毒入りぶどう酒による5人の毒殺事件。犯人と疑われた奥西勝さんは、裁判で一貫して無実を叫びながらも昭和47年に死刑判決が確定してしまい、以来、死刑の恐怖と闘いながら獄中から助けを求めています。奥西さんの冤罪を晴らすために日弁連の全面支援のもとで弁護団が組まれています。当事務所からは夏目弁護士と私が弁護団に参加しています。

第7次再審請求の経過

第7次の再審請求で平成17年によく請求審・名古屋高裁判事1部が再審開始を認めてくれました。しかし、異議審・名古屋高裁判事2部が平成18年に再審開始を取り消してしまつたため、弁護団が特別抗告審・最高裁に判断を求めていきました。大きな争点の

1つが、犯行に使われた毒物が死刑判決の認定したものと違うのではないかとの問題です。奥西さんが犯行に使ったとされている農薬であれば検出されるはずの成分が飲み残りのぶどう酒からは検出されていません。検出されなかった理由が科学的合理的に説明できない限り死刑判決の認定は大きく崩れ、その判断に合理的な疑いが生じます。この点について請求審・異議審それぞれにおいて学者の証人尋問が実施され、請求審と異議審の判断が分かれていました。弁護団は最高裁に異議審の判断の誤りを徹底的に明らかにしてきました。ところが、検察官は特別抗告審の終盤になつて、それまで主張していなかった化学的に難解な主張を、学者の意見書とともに提出してきました。その結果、最高裁は、異議審の判断が誤りであったことを認めつつも、新たに検察官が提起した化学的な問題については判断がつかないため審理を最高裁に差し戻して改めて証拠調べすることを命じたのです。

不当な検察官の対応

最高裁における検察官の対応は不当だと思いますが、驚くことに、差戻審において検察官は「最高裁での主張は現段階では維持せず、新たに別個の主張をする」と、更に主張を変遷させることを宣言してきました。これは、いたずらに審理を混乱させ判断を先送りさせようとするものといわざるをえません。

無実の奥西さんを 命あるうちに自由の身に

ある元刑務官の方が最近の著書の中で「拘留所でも刑務所でも長い時間一緒にいれば、犯人かそうでないかは何となくわかるものだ」と奥西さんの無実を感じている旨、述懐していました。実情を知れば無実を確信できます。事件発生当時35歳だった奥西さんは今年84歳になりました。何とかお元気なうちにえん罪を晴らして自由の身になって貰いたい。そのために弁護団は総力を挙げて闘っています。皆さんの一層のご理解ご支援をお願いいたします。

名張毒ぶどう酒事件

最高裁決定を受けての雑感

事務局 田中 哲夫

2005年4月5日の再審開始決定の日は忘れられません。ニュースの第一報に、弁護団記者会見が行われる弁護士会へ駆けつけたのが昨日のことのようです。しかし、それからもう5年。奥西さんは、未だ名古屋拘置所の独房の中に閉じこめられたままです。

いったいなぜこんなに時間がかかるのでしょうか。「自白」は信用できないとした一審無罪判決。それを王

冠の歯痕鑑定で覆した二審死刑判決。その鑑定が不正鑑定であったことを認めながらも奥西さんは死刑だとした第五次再審。犯行に使われた毒が「自白」とは異なることを認めて再審を開始するとして名古屋高裁の決定と、それを取り消した同じ名古屋高裁の決定。奥西さんはこうした一連の裁判の中で命をもてあそばれているとしかいいようがありません。そして、今回の最高裁。奇し

くも再審開始決定と同じ四月五日に「再審開始決定の取消決定」を再び取り消しました。しかし、それも「審理が不十分であるからもう一度審理せよ」というもの。いったいこれからどれだけ時間がかかるかわかりません。84歳の奥西勝さんを一日も早く釈放して欲しい。そんな思いで一杯です。